

北京に青空を！ ～国を挙げて進められる大気汚染対策～

世界中から関心を寄せられている、中国の大気汚染問題。スモッグに覆われた暗いイメージを払拭するため、中国ではいま国を挙げて、スモッグ一掃のための抜本的な対策が進められています。

(1) 環境保護法を全面改正

2014 年 4 月 24 日、中国の立法機関である全国人民代表大会常務委員会で「環境保護法」の改正案が可決され、2015 年 1 月より新しい環境保護法が施行されることになりました。1989 年の改正以来、実に 25 年ぶりの全面的な改正です。

従来法律では、国や地方政府の中で責任や権限が不明確であることや、地域間協力のための法的根拠が不足していること、また企業が莫大な環境対策費用をかけて法を守るよりも違反して罰金を払った方がコストが安く済み、企業が法令遵守を行うインセンティブが少ないということが問題とされてきました。

そのため、今回の改正では、環境規制に違反した工場に対する強制的な閉鎖や関係者の拘束など、行政機関の権限が大幅に強化されたほか、深刻な大気・水質汚染が発生した際に警報を発令するなどの緊急措置を取るよう地方政府に義務付けが行われました。また、違反を行っている汚染企業に対しては、一回だけの罰金ではなく改善が行われるまで、毎日罰金を科し続ける罰則制度が新しく作成されるなど、政府や民間企業の責任が重くなるとともに、明確化されました。

そのほか、環境保護団体が公益保護を目的として、汚染企業を相手に直接訴訟を起こすことのできる制度も創設されました。先進国では当たり前のようにある制度ですが、中国ではこれまでそうした仕組みがありませんでした。

北京市では、2013 年に汚染物質を大量に排出している企業 288 社を市外に移転させたほか、今年もおおよそ 300 社について、10 月末までに閉鎖もしくは市外への移転を行うよう、求めています。



青空が澄み渡る日も多い北京市上空

(2) エネルギー政策を転換、環境保護を国の基幹産業に

環境保護のための法整備と並行し、これまでの石炭中心のエネルギー政策についても見直しが行われています。2014 年 5 月、国家発展改革委員会は、エネルギー構造転換に向けた中長期的な行動計画を策定しました。この行動計画では、非化石エネルギーの消費率を 2015 年までに 11.4%、2017 年までに 13%と段階的に引き上げる一方で、石炭の消費率は 2017 年までに 65%以下まで引き下げることを目指しています。

また、省エネルギー・環境保護産業の総生産額を 2015 年までに約 73 兆円規模とする目標も打ち出されています。省エネ技術の開発支援や、税制上の優遇措置などを実施し、中国の基幹産業に育てる狙いで、火力発電所や石油化学プラントについては今以上に閉鎖が進められ、原子力や天然ガス、再生可能エネルギーへの転換が進められる予定です。

このエネルギー政策の転換には、莫大な経費が必要と見込まれるため、一時的に経済成長が鈍化する懸念もありますが、大気汚染を原因として増加する医療費等の社会的コストはその比ではなく、一刻も早い転換が求められます。

(3) ナンバープレートによる厳しい交通量制限

産業面での規制のほか、PM2.5 の発生源として影響が大きいと言われている、自動車の排気ガスについても、対策が続けられています。

北京市など車両交通量が多く、スモッグ排出量が多い都市では、市外ナンバーの車両やトラックに対して通行規制が行われているほか、自動車のナンバープレート末尾数字による走行制限が実施されています。ナンバープレートの末尾の数字によって、週 1 日決められた曜日に市街地を運転することが制限される仕組みです。

さらに、深刻な汚染が 3 日以上続くと見込まれる場合は、プレートの末尾数字が奇数か偶数かにより、1 日おきに市内道路の通行が規制される都市もあります。

北京市や上海市などでは、新しく自動車を購入する場合にも制限が掛けられています。1 年間に新規登録できるマイカー車両の台数（ナンバープレートの交付数）があらかじめ決められており、抽選やオークションといった方法で新車登録できる権利を得ることができなければ、新しく車を購入することができません。

オークション制を実施している上海市では、個人向けのナンバープレートの平均落札額が約 122 万円（今年 5 月）となっており、車両価格よりプレートの価格の方が高いといったケースも生まれています。



常に車が溢れる北京の街並み

(4) 環境分野での協力を通じて

大気汚染の問題は、国内だけで解決できるものではありません。2014 年 4 月 29 日に韓国・大邱市で開かれた日中韓 3 カ国の環境相会合では、PM2.5 などによる大気汚染対策について、3 カ国の国・自治体間の協力連携や、企業同士のマッチング、研究者の技術協力を強化するとして共同声明が採択されました。

今年 4 月下旬に東京都の舛添都知事が北京市を訪問した際に、姉妹都市である北京市との間で人的交流や技術提供等の協力を行っていく方針が示されたように、他にも山形県と黒竜江省、京都市と西安市など既に多くの自治体間で、協力事業が進められています。環境分野で高い技術を持つ日本の民間企業にとっても、中国の環境ビジネスはこれ以上ない魅力的な市場であり、大きな商機となり得ます。

日本も都市化の過程で、かつては深刻な公害問題に悩まされてきました。それを克服した経験や知恵を存分に活かし、環境分野で日中政府・自治体間の技術協力や、企業間での経済的な繋がりを深めていくことで、中国全土を覆うスモッグとともに、日中の外交関係にかかっている雲にも、晴れ間が見えてくるのではないのでしょうか。

(濱岡所長補佐 香川県派遣)

